

富山の深層水PR映像制作等業務委託業務仕様書（案）

1 事業の趣旨

県内の深層水の魅力を紹介する映像を制作し、テレビCM、インターネット、街頭スクリーン等の各種媒体におけるPRに活用することで、広く深層水産業への興味関心を高め、県内深層水産業の振興を図る。

2 委託業務の概要

(1) 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(2) 業務範囲

- ①PR映像制作業務
- ②プロモーション業務

3 委託内容

(1) PR映像制作業務

- ・富山の深層水をPRする映像を制作する。映像の内容は、深層水の魅力を想起させるもの（富山湾の海面、海中のきれいな映像）、取水施設や設備（滑川市、入善町の2箇所。海底取水口、ポンプ、分水の様子など）、商品化、事業化の様子を紹介できるようなものとする。
- ・解像度はできるだけ高画質となることが望ましい。
- ・①5分（フル）、②1分、③15秒の3規格制作すること。
- ・インバウンドに対応するため、YouTube等に掲載する動画解説文については、少なくとも次の5言語に対応すること。
①日本語、②英語、中国語（③繁体字、④簡体字）、⑤韓国語
- ・新規に制作した映像が望ましいが、必要に応じて既存映像を使用してもよい。既存映像を使用する場合は、著作権の帰属および二次利用について許可を得ること。
- ・新たな映像の撮影にあたっては、ドローン等映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影場所、時間、映像クリエイター、（出演者がいる場合は）出演者、音楽、音響、特殊効果等を工夫すること。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続等は、受託者自身で行うこと。

(2) プロモーション業務

- ・制作したPR映像を活用し、テレビCM放映、サイネージ活用等のプロモーションを実施すること。

4 その他業務執行上の留意点

- (1) 事業実施にあたっては、事業全体の工程や進め方について富山県深層水協議会と共有し、必要に応じて打合せを行うこと。
- (2) ロケハンや撮影を行う際は、撮影相手の業者等へ十分に説明を行い、撮影や撮影データの公開について理解を得るとともに、必要に応じて許可をとること。また、プライバシーの保護等に最大限配慮すること。

5 成果品

- (1) 受託者は、成果品として以下を富山県深層水協議会へ提出すること。
 - ・委託業務により撮影した主な映像素材及び制作したすべてのデータを収録したHDD 2点
 - ・PR映像3規格および映像素材のうち富山県深層水協議会が指定したものを収録したDVD60点
- (2) なお、納品方法や納品するデータのファイル形式は、富山県深層水協議会と協議のうえ決定すること。

6 その他

- (1) 成果品に係る著作権はすべて富山県深層水協議会に帰属する。また、成果品について富山県深層水協議会は二次利用できるものとする。
- (2) 成果品に変形、改変その他の修正が必要となる場合は、その都度、富山県深層水協議会と受託者で協議するものとする。
- (3) 業務の執行にあたり、第三者（富山県深層水協議会および受託者）が所有する素材を用いる場合は、著作権処理を行うこと。
- (4) 本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権、肖像権等の著作権等権利関係に関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとし、富山県深層水協議会は責任を負わない。
- (5) 本仕様に不明の点がある場合、また明記のない事項については、受託者と富山県深層水協議会が必要に応じて協議するものとする。